

議案第 105 号

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成30年9月3日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条例第125号）の一部を次のように改正する。

第3条を削る。

第4条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「(開館時間)」に改め、同条中「利用時間」を「開館時間」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「(使用の許可)」に改め、同条第1項中「利用」を「使用」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「その利用」を「福祉センターの使用」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

3 市長は、第1項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

第7条の見出しを「(使用の制限)」に改め、同条第1項中「指定管理者」を「市長」に、「利用の」を「使用の」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「利用者」を「使用者」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号を同項第5号とし、同条第2項中「利用の」を「使用の」に、「利用者」を「使用者」に、「指定管理者及び市」を「市長」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料)

第7条 市長は、使用者から、使用料を徴収する。

2 使用料は、別表に掲げる額とする。

3 使用者は、使用の許可を受けたとき、前項の使用料を納めなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、使用後に納入することができる。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「公益上特に必要があると認めるとき」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に、「利用料」を「使用料」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第8条とする。

- (1) 市が主催、共催又は後援する事業のために使用するとき。
- (2) 規則で定める団体が、保健福祉活動又は子育て支援活動を目的として使用するとき。
- (3) 伊賀市社会福祉協議会がその本来の目的のために使用するとき。
- (4) 市が設置した機関又は団体が、その本来の目的のために使用するとき。
- (5) 市から直接補助金の交付を受けている団体が、社会福祉活動のために使用するとき。
- (6) その他市長が特に必要と認めたとき。

第11条の見出しを「(使用料の不還付)」に改め、同条中「利用料」を「使用料」に改め、同条ただし書中「利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、この限りでない」を「次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第9条とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかったとき。
- (2) 使用の日の前日までに申請の取下げを申し出たとき。
- (3) 第5条第1項の規定による使用の変更を申し出た場合で、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めたとき。

第12条中「利用者」を「使用者」に、「利用しよう」とを「使用しよう」とに、「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第10条とする。

第13条中「利用者」を「使用者」に、「利用し、又はその利用する」を「使用し、又はその使用する」に改め、同条を第11条とする。

第14条中「利用者」を「使用者」に、「利用が」を「使用が」に、「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「利用の」を「使用の」に、「利用した」を「使用した」に改め、同条ただし書を削り、同条を第12条とする。

第15条中「利用者」を「使用者」に、「その損害」を「市長の定めるところによりその損

害」に改め、同条後段を削り、同条に次のただし書を加え、同条を第13条とする。

ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

第13条の次に次の1条を加える。

(入館の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、福祉センターへの入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品の携帯若しくは動物の類を連行する者
- (3) その他管理運営上支障があると認められる者

第16条及び第17条を削る。

第18条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第15条とする。

別表中「第8条」を「第7条」に、「利用料」を「使用料」に、「利用時間」を「使用時間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の大山田福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。